

【概要版】札幌市強靭化計画

(2023年度～2027年度)案

みなさんからのご意見を募集します！

～パブリックコメントの実施について～

募集期間：令和6年（2024年）2月8日（木）から

令和6年（2024年）3月8日（金）まで【必着】

札幌市では、災害に強いまちづくりの実現に向け、大規模自然災害等への備えを計画的に進めるため、「札幌市強靭化計画(平成28年1月策定、令和元年12月改定)」を改定いたします。

このたび改定(案)を取りまとめましたので、広く市民のみなさんにお知らせし、ご意見を募集いたします。市民のみなさんと一緒により良い計画としていくため、多くの方からのご意見をお待ちしております。

お寄せいただいたご意見を参考とし、令和6年(2024年)3月末頃に計画を策定する予定です。

※この冊子の内容や参考資料は札幌市公式ホームページでも見ることができます。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/kyoujinka/kyoujinka.html>

※いただいたご意見については、個別の回答はいたしませんが、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方について、別途ホームページなどでご紹介します。

資料の配布場所

以下の場所で資料の配布を行っております。

○札幌市役所本庁舎5階 まちづくり政策局政策企画部政策推進課
2階 市政刊行物コーナー

○各区役所
○各まちづくりセンター

令和6年(2024年)2月
札幌市

市政等資料番号
01-B01-23-2626

ご意見募集要領

1 ご意見募集期間

令和6年（2024年）2月8日（木）から令和6年（2024年）
3月8日（金）【必着】

2 ご意見の提出方法

(1) ご郵送またはFAXの場合

添付の「意見用紙」に記載し、「4 ご意見の提出先・問合せ先」にご
送付ください。なお、ご郵送の場合、切手は不要です。

(2) 電子メールの場合

計画名が分かるよう、メールタイトルや本文などに明記の上、ご送付
ください。

seisaku.suishin@city.sapporo.jp

(3) 直接お持ちいただく場合

添付の「意見用紙」に記載し、以下までお持ちください。

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側
まちづくり政策局政策企画部政策推進課

（受付は平日の午前8時45分～午後5時15分）

- ※ 電話・口頭によるご意見は、受付いたしかねますのでご了承ください。
- ※ ご意見を提出する際には、氏名、住所、年齢をご記入ください。
(ご意見等の概要を公表する際には、氏名と住所等は公表いたしません。)
- ※ ご意見に対する個別の回答はいたしません。予めご了承ください。

3 資料の配布・公表場所

■ 札幌市役所本庁舎

- 5階南側 まちづくり政策局政策企画部政策推進課
- 2階市政刊行物コーナー

■ 各区役所（総務企画課広聴係）

■ 各まちづくりセンター

4 ご意見の提出先・問合せ先

札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎5階南側

TEL：011-211-2139 FAX：011-218-5109

Eメール：seisaku.suishin@city.sapporo.jp

札幌市強靭化計画改定の概要

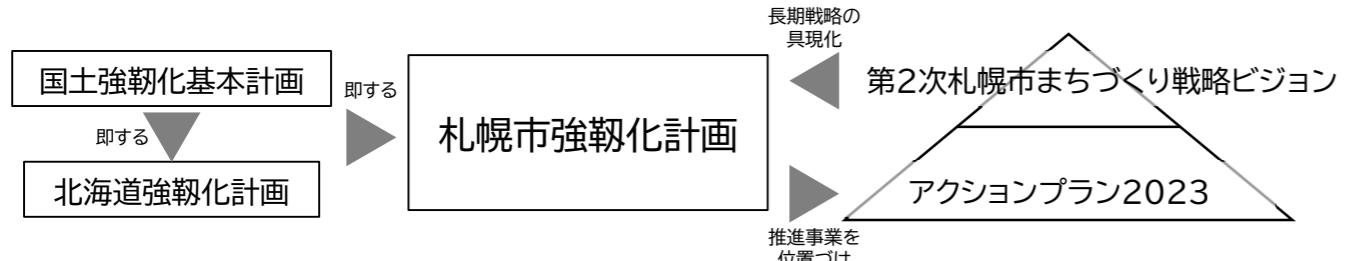
1章 はじめに(本書P1~2)

1.1 計画策定の趣旨(改定で踏まえるべき社会情勢の変化)

- ◆気候変動等に伴い、これまでに経験したことのないような**猛暑**や**大雪**などが発生。
- ◆新型コロナウイルス感染症の世界的な流行があり、**新たな感染症**なども懸念。
- ◆**デジタル技術等の進化**を踏まえた防災・減災の取組の効率化を図ることが重要。
→このような社会情勢の変化を踏まえて改定を行う。

1.2 計画の位置づけ

- ◆札幌市強靭化計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく地域計画として策定するものであるため、国土強靭化基本計画及び北海道強靭化計画に即する内容とする。
- ◆強靭化関連事業である「推進事業(資料編参照)」と第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(以下、「アクションプラン2023」と表記)を連動させることで、実効性を持った着実な行動計画とする。



1.3 計画の推進期間

- ◆アクションプラン2023の計画年度を踏まえて**5年間(2023~2027年度)**とする。

2章 札幌市強靭化の基本的な考え方(本書P3~20)

2.1 札幌市強靭化の基本目標

- ◆国土強靭化基本計画及び北海道強靭化計画に掲げる基本目標に配慮し、以下の4つを基本目標とする。

- ①市民の生命・財産及び社会経済機能の保護
- ②迅速な復旧復興
- ③社会基盤の強化によるまちの成長
- ④本市のポテンシャルを生かした国全体の強靭化への貢献

<参考:国・北海道の基本目標>

国土強靭化基本計画	北海道強靭化計画
①人命の保護が最大限図られること	①生命・財産と社会経済システムを守る
②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	②北海道の強みを活かし国全体の強靭化に貢献する
③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	③持続的な成長を促進する
④迅速な復旧復興	

2.3 本計画で対象とするリスク

- ◆近年、大規模地震や地球規模での気候変動に伴い**水災害・土砂災害**などの自然災害のリスクが高まっている。
- ◆国民生活・国民経済に影響を及ぼす社会情勢の変化として、**新たな感染症**によるパンデミック、**原子力災害**などの事故災害、テロ・国際紛争、それを起因としたエネルギー・食料等の安定供給に関するリスクなど、あらゆる事象を想定しなければならない。

→社会情勢の変化を注視しつつ、大規模自然災害を対象とする。(国・北海道の考え方とも整合)

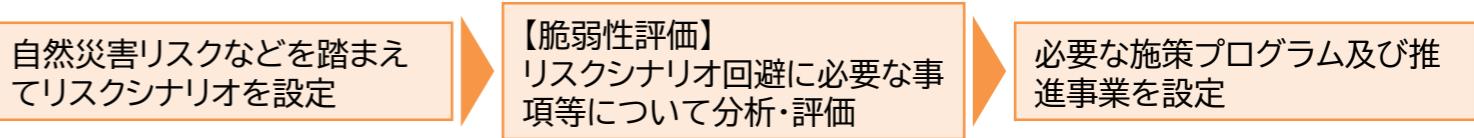
対象とするリスク ※北海道強靭化計画と整合	社会情勢の変化
(1)地震 (2)洪水 (3)内水氾濫 (4)土砂災害 (5)大雪・暴風雪	◆猛暑 ◆新たな感染症によるパンデミック ◆事故災害 ◆テロ・国際紛争 ◆エネルギー・食料等の供給不安 ◆デジタル技術等の進化

→これらをリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)に反映

3章 脆弱性評価(本書P21~44)

3.1 脆弱性評価について

- ◆以下の脆弱性評価プロセスを踏まえてリスクへの対応方針の検討、施策プログラム・推進事業の設定を行う。



3.2 リスクシナリオの設定

- ◆国土強靭化基本計画及び北海道強靭化計画で設定されているリスクシナリオを基に、札幌市の地域特性を踏まえて23のリスクシナリオを設定。※赤字は前計画からの変更箇所

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 1-5 積雪寒冷・猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救急・救助活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 防災関係機関の被災等による救助・救急活動の停滞 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 2-4 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 2-5 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 2-6 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 2-7 大規模な自然災害と感染症の同時発生
3 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下 3-2 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止 4-2 食料の安定供給の停滞 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 6-3 貴重な文化財や観光資源の喪失

令和5年8月に市内観測史上最高の月平均気温26.7℃、最高気温36.3℃を記録。
市内でも熱中症等のリスクが高まっていることから変更

令和5年7月に変更された国土強靭化基本計画において追加されたため、合わせて変更

札幌市強靭化計画(2023年度～2027年度)

概要版(案)

令和6年(2024年)2月
札幌市

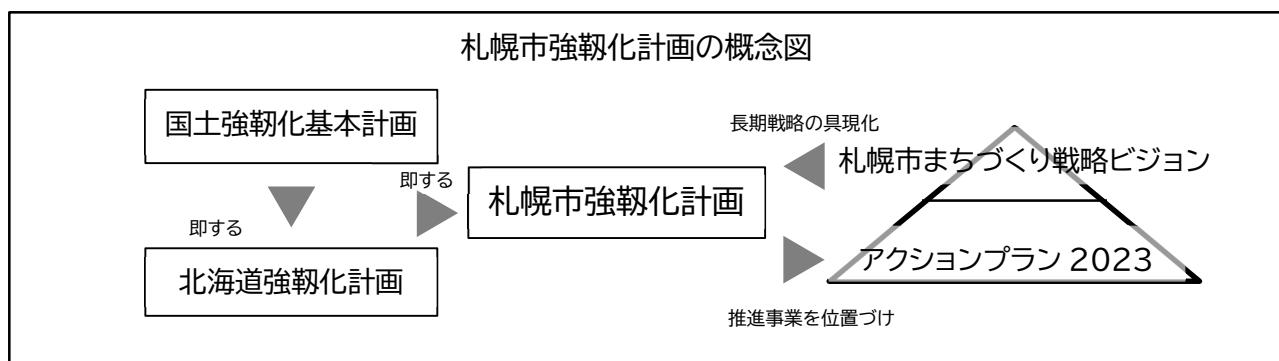
1. はじめに

計画策定の趣旨

- 札幌市の強靭化における取組については、国土強靭化基本法に基づく「国土強靭化基本計画(平成 26 年策定、令和5年 6 月改定)及び、北海道が策定した「北海道強靭化計画(平成 27 年策定、令和2年 3 月改定)」と調和した国土強靭化地域計画として、「札幌市強靭化計画」を平成 28 年 1 月に策定し、令和元年 12 月の改定では、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震による被害の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきました。
- この度、令和 5 年度で計画期間を終えることから、本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために一層取組を加速する必要があると考えております。
- また、気候変動に伴う猛暑や大雪の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的流行などのあらゆる事象を想定するとともに、デジタル技術等の進化により、地域や社会の在り方や産業構造が急速に変化しており、これらの技術を活用した、防災・減災の取組をより効率的に進めることが重要となります。
- 以上を踏まえて札幌市強靭化計画を改定します。

計画の位置付け

- 札幌市強靭化計画は、本市の総合計画である「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」で示す、誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまちを実現するための計画であり、様々な分野別個別計画の指針となるものです。
- 強靭化関連事業である推進事業と、「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023」の計画事業を連動させることで、実行性を持った着実な行動計画とします。



計画の推進期間

- 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023 の計画年度を踏まえて概ね 5 年間(2023 年度から 2027 年度改定時まで)とします。

2. 札幌市強靭化の基本的な考え方

札幌市強靭化の基本目標

- 大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、社会経済機能を維持することに加え、災害発生を想定した迅速な復旧復興の事前準備が必要となります。
- また、これらの取組に合わせて、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ることも重要となります。
- そして、このような取組の推進が、人口減少対策や地域活性化などの平時の政策課題にも有効に作用するとともに、救急・医療やエネルギーなどの充実につながり、国及び北海道全体のバックアップ体制の構築に寄与するものとなります。
- 以上を踏まえ、次の4つを本市の基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めます。

①市民の生命・財産及び社会経済機能の保護

②迅速な復旧復興

③社会基盤の強化によるまちの成長

④本市のポテンシャルを生かした国全体の強靭化への貢献

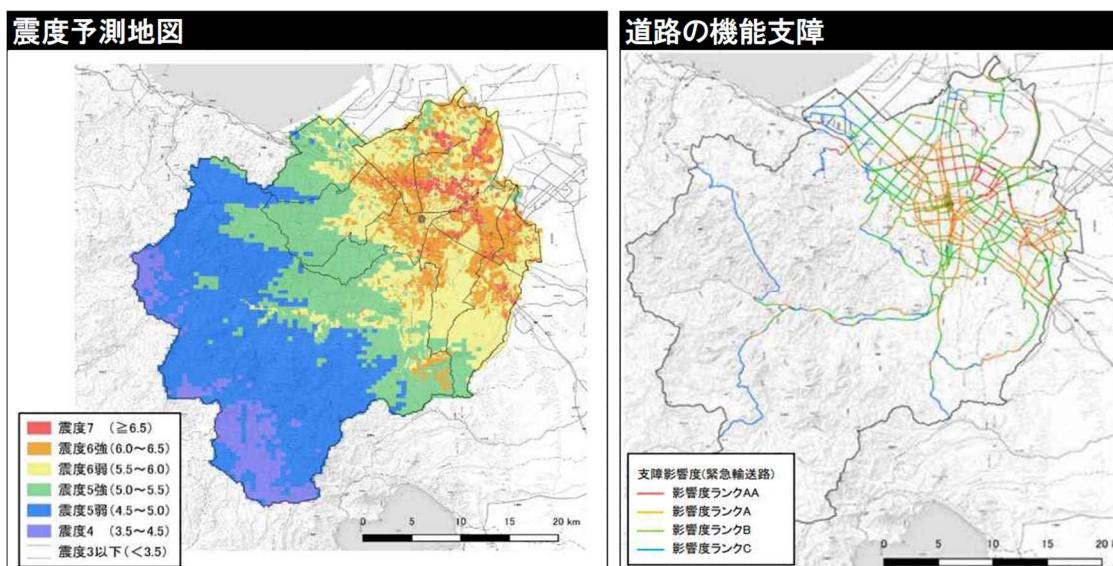
本計画で対象とするリスク

- 震災や気候変動による水災害・土砂災害などの自然災害リスクの高まりに加え、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや、原子力災害等の大規模な事故による被害(事故災害)、テロ・国際紛争、それを起因としたエネルギー・食料等の安定供給に関するリスクなど、あらゆる事象を想定しなければなりません。
- 一方で、国土強靭化基本計画と北海道強靭化計画においては、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の地震災害や、気候変動の影響等による水災害・土砂災害など、広範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としています。
- 以上を踏まえて、本計画においても社会情勢の変化を注視しつつ、「大規模自然災害」を対象とします。

(1)地震(第4次地震被害想定)

- 本市では、令和3年度(2021年度)に、1つの海溝(プレート)型、1つの内陸型(活断層)、3つの内陸型(伏在活断層)の計5つの地震を抽出・設定した「第4次地震被害想定」をとりまとめ、公表しています。

◆地震被害想定結果【月寒断層(伏在活断層)の場合】



被害分類	被害想定結果
市内最大震度	震度7
人的被害	夏(12時):死者363人、重傷者2,156人、負傷者4,055人 冬(18時):死者817人、重傷者3,006人、負傷者5,626人 冬(5時):死者936人、重傷者3,582人、負傷者6,379人 ※冬季の重傷者・負傷者については低体温症による死亡リスクを有している。
建物被害	夏(12時):全壊7,799棟、半壊32,264棟 冬(18時):全壊15,265棟、半壊41,602棟 冬(5時):全壊14,737棟、半壊41,602棟
停電率	直後:84.1%
停電率	【電力】夏:約5日 冬:約7日 【上水道】夏:約19日 冬:約27日 【下水道】夏:約19日 冬:約27日
避難者数 ※避難場所以外の避難者を含む	夏:当日72,203人、1日後72,203人、1週間後126,012人 冬:当日149,853人、1日後149,853人、1週間後155,349人
帰宅困難者数	夏:54,357人 冬:116,358人
経済被害	直接被害:約2兆7,169億円 間接被害:約3,144億円

(出典:札幌市地域防災計画地震災害対策編)

(2)洪水(洪水浸水想定区域)

- 市域内を流れる川は 597 本(総延長 1,182km)に及び、河川法に定められる 1 級河川から準用河川については、125 本、総延長は 471km に及びます。
- このうち、水防法に定められた河川については、想定最大規模の降雨(概ね 1,000 年に一度程度)により、洪水が起きた場合における浸水想定区域が想定・公表しています。

(3)内水氾濫(雨水出水浸水想定区域)

- 市域内の下水道整備状況は、令和 4 年度末現在、管路延長約 8,300km、水再生プラザ 10 箇所、ポンプ場 16 箇所です。
- 想定最大規模の降雨(1 時間あたり 125 mm)により、内水氾濫が起きた場合における浸水想定区域が想定・公表しています。

(4)土砂災害(土砂災害警戒区域等*)

- 本市において、土砂災害警戒区域は令和 4 年(2022 年)2 月 25 日時点で 997 箇所あり、土砂災害危険箇所は 974 箇所あります。

<土砂災害警戒区域等の区別指定箇所数>

区	指定箇所数
中央区	155 箇所
厚別区	13 箇所
豊平区	34 箇所
清田区	95 箇所
南区	559 箇所
西区	93 箇所
手稲区	48 箇所
合計	997 箇所

(出典：札幌市公式ホームページ「土砂災害警戒区域等」)

(5)大雪・暴風雪

- 大雪は、道路の通行障害などの被害をもたらします。本市では、道路の通行障害による市民生活への影響を未然に防止し、最小化するために、道路除排雪に関する「大雪時の対応指針」を定めています。

地域防災計画との関係

- 札幌市地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、発災時、発災後の応急対策や復旧・復興対策等について定めたものです。
- 両計画はどちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靭化を目指す必要があります。

3. 脆弱性評価

脆弱性評価について

- 「北海道強靭化計画」においては、札幌市を含めた北海道全体の脆弱性評価を行い、さらに道央地域における施策展開の方向性を示していますが、北海道の人口の3分の1以上を占め、行政や経済の重要な機能が集積する札幌市は、他の地域と横並びで論じることはできない部分も多くあります。そのため、「北海道強靭化計画」に準じつつも、札幌市独自に脆弱性評価を実施しました。

「北海道強靭化計画」におけるリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)をもとに、札幌市が抱える自然災害リスクや地域課題等に対応した23のリスクシナリオを設定。

【脆弱性評価】

札幌市が実施している関連施策の状況や課題等を整理した上で、リスクシナリオの回避に必要な事項等について分析・評価。

脆弱性評価の結果から、リスクシナリオごとに、札幌市強靭化のための施策プログラム及び推進事業を設定。

リスクシナリオの設定

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷・猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救急・救助活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 防災関係機関の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
		2-4 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生
		2-5 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化
		2-6 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大
		2-7 大規模な自然災害と感染症の同時発生
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
		3-2 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
		6-3 貴重な文化財や観光資源の喪失

リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価

- 23 のリスクシナリオごとに、これまでの取組を振り返り、進捗状況や課題等、現状について分析・評価を行いました。
※以下、評価結果の一部を抜粋し掲載しています。詳細は本書をご確認ください。

1 「人命の保護」に関する事項

- 子供からお年寄りまで多くの市民等が利用するほか、災害時に避難場所として活用する公共施設については着実に耐震化が進んでいるが、一部の児童会館などで未着手の施設があることから、引き続き対策を行う必要があります。
- 市有施設の老朽化対策については、公共施設の効果的・効率的な配置などの基本的な方向性や考え方を示した「札幌市市有建築物の配置基本方針」や、各種施設の長寿命化に係る個別施設計画等を踏まえ、計画的な施設の更新・改修を進めていますが、引き続き保全事業や改築事業などを実施する必要があります。
- 指定避難所となっている学校施設の耐震補強については着実に実施することができますが、避難施設の利便性や安全性の向上のため、バリアフリー改修を推進する必要があります。
- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強については着実に実施することができますが、未着手の施設があることから引き続き耐震化を進めるとともに、道路施設の老朽化対策を積極的に行うほか、骨格道路網等の整備や無電柱化を進める必要があります。
- 大規模盛土造成地の地震時安定性についての予備調査を実施し、調査結果を反映した「大規模盛土造成地マップ」を公表していますが、今後は追加調査及び地震時の安定性評価を行い、安定性が確保されていないことが確認された場合は対策工事等を行う必要があります。
- 高齢者世帯に多いコンロやストーブが原因で発生した火災の熱や煙を感じて、自動で初期消火を行う「自動消火装置」の設置費用の一部を助成していますが、引き続き広く市民を対象とした広報活動を積極的に行って、助成世帯数を増やしていく必要があります。
- 土砂災害の発生予知やがけ地の周知のため、専門的な知識がなくてもわかりやすい「市民公表用カルテ」を令和 4 年度に作成し、カルテに記載された町内会におけるがけ地防災に関する研修会の実施率は定めた目標値を達成しましたが、研修会未実施となる町内会があるため、引き続き研修会を促進した上で住民のニーズを反映し、より使いやすいものとしていく必要があります。
- 河川の氾濫による洪水及び内水氾濫による浸水想定区域を掲載した「浸水ハザードマップ」を市内全世帯に配布していますが、引き続き「浸水ハザードマップ」の活用方法等について HP 等にて周知する必要があります。

- 河川の改修(河道の拡幅、護岸の整備等)や流域貯留施設の整備などを計画的に行い、令和4年度の目標は達成しましたが、近年の局地的な大雨による浸水被害を軽減するために、引き続き、河川の改修や流域貯留施設、雨水拡充管の整備などの治水対策を進める必要があります。
- 都心部の地下施設への浸水を防ぐために、「チ・カ・ホ(札幌駅前通地下歩行空間)」などの出入り口への止水板設置やチ・カ・ホ付近の下水道水位情報公開による避難誘導の支援等行われており、引き続き公共的な地下施設における地下浸水対策を行う必要があります。
- 暴風雪時において優先的に除排雪を行う路線の設定・運用を行ってきたところですが、近年の異常気象を踏まえ、通行規制や復旧見込みの情報などを、関係機関等と連携し、地域住民や国内外の観光客などに、きめ細やかに提供する必要があります。
- 道路の機能や規格に応じて定めた除雪水準に基づき除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、関係機関等との情報共有や応援による除排雪体制を強化するなど、円滑な除排雪体制の確保に努めているところですが、除雪従事者不足、除雪機械の老朽化や雪処理施設の確保など、安定的な除排雪体制を確保する上で多くの課題を抱えていることから、ICT 活用などによる作業の効率化や省力化や雪処理施設の増強など、総合的な対策を行う必要があります。
- 都心における災害時の帰宅困難者対策として、都心部の再開発事業などに合わせた一時滞在施設等の整備を促進していますが、特に冬季は屋外での一時避難が困難になることから、引き続き取組を実施する必要があります。
- 指定避難所(基幹)である小中学校等に札幌式高規格寝袋、毛布や移動式灯油ストーブ、箱型段ボールベッドを備蓄するなど、「札幌市避難場所基本計画」に基づく冬季防寒対策を推進していますが、避難場所における生活環境の向上を図るために、引き続き備蓄の増強や避難所のインフラ強化を進める必要があります。
- 近年札幌市内においても35℃を超える猛暑日が観測されるようになったため、新たに猛暑による熱中症発生等を想定した避難所運営を検討する必要があります。
- 災害発生時、様々な情報を集約・共有し住民避難等に係る支援を進めていますが、災害時に被害を最小化し早期復旧を果たすために、新たな防災対応の効率化・迅速化の取組の検討を進める必要があります。
- 情報伝達手段の多様化の拡充が図られていますが、市民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達する手段を整備するため、引き続き様々な手段について調査を行い、情報伝達システムの拡充を検討する必要があります。

2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、人材、帰宅支援など、災害時の応急対策に係る取組を進めていますが、浸水想定や地震被害想定の見直しに伴い、引き続き備蓄物資の充実や物資管理方法などを検討する必要があります。
- 大規模災害時の流通機能が回復するまでの間、食糧供給等を確実なものとするための備蓄物資の品目数などは、目標値を達成しておりますが、近年の社会情勢の変化に対応するため、引き続き備蓄物資の見直しなどを行う必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い、火災発生時に逃げ遅れた市民を的確かつ迅速に救出するため、火災現場と同様の熱・炎・煙を再現する実火災訓練装置を使用した訓練を実施しておりますが、引き続き消防隊員の育成強化に向けた取組を行う必要があります。
- 現場到着時間延伸や救急要請の集中により、出動可能救急隊がゼロとなった日が複数日発生したため、救急需要の調査研究とそれに基づく救急隊の最適再配置などの救急出動体制の強化を行う必要があります。
- 医療対策本部と災害時基幹病院との連携訓練や医療機関を対象とした研修を実施し、災害時基幹病院において業務継続計画(BCP)の策定を進めてきましたが、BCP 策定が未着手の病院があることから、引き続き災害時の医療体制の強化を行う必要があります。
- 災害時において家屋等が被害を受けた場合に、通常の避難場所における生活が困難な要配慮者の避難を円滑に行うための取組を進めていますが、今後も災害時における要配慮者の避難環境の拡充が必要であることから、引き続き社会福祉施設等の整備事業者と協力し対策を進める必要があります。
- 平時からの定期的な予防接種等の取組を進めていますが、感染症の流行拡大を防ぐため、引き続き感染症予防の普及啓発や定期予防接種を進める必要があります。
- 都心における災害時の帰宅困難者対策として、都心部の再開発事業などに合わせた一時滞在施設等の整備を促進していますが、さっぽろ雪まつりの時期は、冬期間かつ多くの観光客を考慮する必要があるため、引き続き取組を実施する必要があります。
- 外国人をはじめとする観光客への情報提供体制を整備し、災害時にも活用するため、市内各所に観光案内版の設置・運営を進めてきましたが、今後はソフト面での充実も重要であることから、観光客に対する情報伝達体制の強化を行う必要があります。
- 北海道胆振東部地震の経験から見直した避難所の開設・運営手順を踏まえ、避難所運営等に携わる市職員、教職員、地域住民等への研修を実施しましたが、より多くの地域住民等に浸透するよう、引き続き取組を実施する必要があります。
- 自主防災組織をはじめとした地域コミュニティに対して、防災に関する専門的知識を備えた消防団員による防災指導の充実化などを行ってきましたが、より一層、地域の防災意識が高まるよう、引き続き幅広い世代に対して、普及啓発を行う必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の流行期においては、十分な診療体制が確保できないなど、医療機関の逼迫が課題となりました。この経験を教訓として、今後も感染症の発生・まん延時においても必要な医療を提供できる体制を整える必要があります。
- 令和2年には、国内でコロナ禍において大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となりました。今後も、ひとたび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要があります。

3 行政機能の確保

- 市有施設における非常用電源設置など、災害時における庁舎機能の確保・強化は進んでいますが、市役所本庁舎が被災した場合に備えるため、バックアップ機能検討や、老朽化した消防署の機能維持の検討を進める必要があります。
- これまでも近隣市町村との災害時における連携の推進を行っておりますが、今後ますます激甚化・頻発化する大規模災害における広域的な支援体制の強化が必要なことから、札幌圏の行政機関でのさらなる連携の検討を行う必要があります。
- 災害に対する自助・共助の意識醸成や地域防災の担い手育成のため、自主防災組織の結成や地区防災計画の作成などを支援していますが、十分に普及が進んでいないため、引き続き取組を進める必要があります。

4 ライフラインの確保

- 災害時のエネルギー対策や、脱炭素社会の実現を目的として、太陽光発電や燃料電池自動車・電気自動車等の導入促進を行っておりますが、より一層の普及促進を図るため、引き続き取組を実施する必要があります。
- 市有施設については非常用自家発電設備の整備が一定程度進んでおりますが、大規模災害に備えるため、要配慮者や観光客が利用する施設へも非常用自家発電設備の整備を進める必要があります。
- 災害時における生産環境の維持・安定供給を図るため、農業離れや高齢化による担い手不足に対応し、あらたな担い手を育成する必要があります。また、経営相談や講習会の実施、機械・施設の導入に対する支援も併せて検討する必要があります。
- 道産食料品のさらなる販路拡大が、生産者の経営基盤強化につながり、災害時における道内の食糧の安定供給に資するため、道内食関連産業を主な対象として、首都圏の大規模な見本市への出展支援等を実施しておりますが、今後も引き続き支援を実施する必要があります。

- 卸売市場及び業者間の相互応援体制を確保のため、これまでに「全国中央卸売市場協会災害時応援に関する協定」や「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」へ継続参加していますが、引き続き相互に救援協力し、災害時における生鮮食料品の安定供給の確保を検討する必要があります。
- より災害に強い水道システムを構築するため、計画的に耐震化を進めておりますが、未整備箇所があることから、引き続き浄水施設や配水池、配水幹線などの耐震化を進める必要があります。
- 老朽化施設の改築に加え、雨水拡充管の整備や施設の耐震化、汚泥圧送管のループ化などの事業を実施しておりますが、未整備箇所があることから、引き続き計画的に事業を進める必要があります。
- 道外との多様な交通ネットワークの構築に向けて、北海道新幹線の札幌延伸や丘珠空港の滑走路延伸に向けた協議・調整を進めており、引き続き取組を実施するとともに、札幌駅周辺の基盤整備等も行う必要があります。
- 災害時の物資供給や人的支援を迅速に行うために、骨格道路網等の整備や緊急輸送道路などの無電柱化を進めておりますが、未整備箇所があることから、今後も引き続き取組を実施する必要があります。

5 経済活動の機能維持

- 雇用の創出や経済の活性化、産業基盤の強化とあわせて、国内の災害におけるリスク分散に資する、積極的な企業誘致活動を行っており、引き続き取組を実施する必要があります。
- 災害による物的な損害や取引先の減少等、中小企業が被る影響を見据え、中小企業の業務継続計画(BCP)策定に向けたセミナーや計画策定ワークショップを開催しましたが、BCP未策定である中小企業の経営基盤の強化を図るために、企業のBCP策定の支援の検討を行う必要があります。
- 被災企業等へ運転資金や設備資金などの金融支援を推進していますが、災害発生時に影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るために、引き続き中小企業への金融支援の検討を行う必要があります。

6 迅速な復旧・復興等

- 安定したごみ処理体制を維持するため、老朽化した清掃工場や破碎工場の更新を進めており、引き続き設備の劣化状況を見極めながら、計画的な更新・整備を検討する必要があります。

- 「さっぽろ建設産業活性化プラン」に基づき、建設産業の活性化に向けて ICT 導入に関する新たな助成メニューの創設や、中高生を対象とした建設産業 PR パンフレットの作成・配布等を行ってきましたが、さらなる建設産業従事者の確保・育成のため、引き続き支援制度の充実や、生産性向上などに資する各種施策を関係団体等と連携し検討する必要があります。
- 文化財などの歴史的価値を後世に伝えていく文化財施設及び郷土資料館などについては、保全計画に基づいて計画的に改修工事や耐震化工事を実施しており、引き続き取組を実施する必要があります。

4. 重点方針・施策プログラム・推進事業

重点方針

- 前回計画(2019年度～2023年度)においては、平成30年(2018年)9月に発生した北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、大規模停電対策等を重点方針として取り組んできました。
- 改定計画では、改定で踏まえるべき社会情勢の変化として、前回計画策定後に発生した、「猛暑」「大雪」「新たな感染症」、さらにはこれらが同時発生するような新たなリスクを考慮する必要があります。
- いつ起こるか分からぬ大規模自然災害に備え、計画期間においては、これまでの教訓を踏まえた災害に強いまちづくり施策を重点的に実施していきます。

重点方針1 大規模災害や複合リスクに備えた、災害に強い都市づくり

- | |
|------------------|
| 取組① 災害対策本部機能等の強化 |
| 取組② 避難所機能等の強化 |
| 取組③ 大雪対策の備え・強化 |
| 取組④ 感染症対策の強化 |

重点方針2 社会基盤の着実な強靭化による、安全・安心な都市づくり

- | |
|------------------|
| 取組① 建築物の強靭化 |
| 取組② インフラの強靭化 |
| 取組③ 大規模盛土造成地の強靭化 |

重点方針3 通信、エネルギー環境の強化による、いつでも繋がる都市づくり

- | |
|------------------|
| 取組① デジタルインフラの強化 |
| 取組② エネルギー供給環境の強化 |

施策プログラム・推進事業・目標値（事業指標）の設定

- 第3章に示した脆弱性評価において設定した23の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとに、事態回避に向けて「施策プログラム」及び「推進事業」を設定します。
- 加えて、リスクシナリオ回避に対する施策の進捗を定量的に把握するために、代表的な推進事業において数値目標を設定します。
- なお、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても必要に応じ推進事業の見直し・新たな設定を行うこととします。

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 <ul style="list-style-type: none"> 1-1-1 住宅・建築物等の耐震化 1-1-2 建築物等の老朽化対策 1-1-3 公園や民間建築物等の避難場所整備 1-1-4 緊急輸送道路の整備等 1-1-5 地盤等の安定性評価及び耐震化 1-1-6 火災や家具転倒への対策
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 <ul style="list-style-type: none"> 1-2-1 警戒避難体制の整備
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 <ul style="list-style-type: none"> 1-3-1 浸水想定区域の周知 1-3-2 河川改修等の治水対策 1-3-3 地下施設等の防災対策
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 <ul style="list-style-type: none"> 1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化 1-4-2 除排雪体制の確保
	1-5 積雪寒冷・猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 1-5-1 冬季も含めた帰宅困難者対策 1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 1-5-3 猛暑を想定した避難所等の対策
	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 1-6-1 関係機関の情報共有化 1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 <ul style="list-style-type: none"> 2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備 2-1-2 非常用物資の備蓄促進
	2-2 防災関係機関の被災等による救助・救急活動の停滞 <ul style="list-style-type: none"> 2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化 2-2-2 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
2 救急・救助活動等の迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 <ul style="list-style-type: none"> 2-3-1 災害時の医療体制の強化 2-3-2 災害時における福祉的支援 2-3-3 防疫対策・健康の保護
	2-4 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 <ul style="list-style-type: none"> 2-4-1 一時滞在施設の運営体制の確立 2-4-2 外国人を含む観光客に対する情報提供
	2-5 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 <ul style="list-style-type: none"> 2-5-1 避難所運営の強化
	2-6 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 2-6-1 防災教育・防災活動の推進
	2-7 大規模な自然災害と感染症の同時発生 <ul style="list-style-type: none"> 2-7-1 感染流行期における医療体制強化 2-7-2 感染症を想定した避難所の対策

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
3	行政機能の確保	<p>3-1 市内外における行政機能の大幅な低下</p> <p>3-1-1 災害対策における庁舎機能の確保・強化</p> <p>3-1-2 行政の業務継続体制の整備</p>
		<p>3-2 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ</p> <p>3-2-1 広域応援・受援体制の整備</p> <p>3-2-2 生活再建支援体制の整備</p>
4	ライフラインの確保	<p>4-1 エネルギー供給の停止</p> <p>4-1-1 災害に強く環境にやさしいエネルギーの推進</p> <p>4-1-2 施設等の非常用電源の整備</p>
		<p>4-2 食料の安定供給の停滞</p> <p>4-2-1 食料生産基盤の整備</p> <p>4-2-2 道産食料品の販路拡大</p> <p>4-2-3 生鮮食料品の流通体制の確保</p>
		<p>4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>4-3-1 水道施設の防災対策</p> <p>4-3-2 下水道施設等の防災対策</p>
		<p>4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止</p> <p>4-4-1 道外との交通機能の強化</p> <p>4-4-2 道路施設等の防災対策</p>
5	経済活動の機能維持	<p>5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞</p> <p>5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進</p> <p>5-1-2 企業の業務継続計画策定支援</p> <p>5-1-3 被災企業等への金融支援</p>
		<p>6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ</p> <p>6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備</p>
		<p>6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足</p> <p>6-2-1 災害対応等に不可欠な建設産業従事者の確保・育成</p>
6	迅速な復旧・復興等	<p>6-3 貴重な文化財や観光資源の喪失</p> <p>6-3-1 文化財や観光資源の耐震化等</p>

※以下、施策プログラムの一部を抜粋し掲載しています。詳細は本書をご確認ください。

1 「人命の保護」に関する事項

- ◆多くの市民等が利用する公共施設のうち耐震性が不足している施設については、各施設管理者が定める更新計画等に基づき改修及び建替えを推進します。
- ◆老朽化が進んでいる公共施設については、各施設管理者が策定する更新計画や長寿命化計画等に基づいて、計画的な施設の更新や保全及び、劣化や不具合に対する事後的な保全を行います。
- ◆大規模盛土造成地マップ対象盛土について、地震時の安定性評価などを行い、安定性が確保できていない盛土は耐震化検討及び対策工事を実施します。
- ◆土砂災害発生の前兆現象に対する理解促進や急傾斜地の現状の周知・啓発のため作成した市民公表用カルテを用いて市民に対して研修などを実施します。
- ◆河川の氾濫による浸水想定区域の指定及び見直しを反映した「浸水ハザードマップ」の周知を進めます
- ◆大雨による浸水被害の軽減のため、河川の改修や流域貯留施設、雨水拡充管の整備など、効率的・効果的な雨水対策を進めます。
- ◆都心部の地下歩行ネットワークを形成する公共的な地下施設において、止水板設置などの地下浸水対策を行います。
- ◆暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進します。
- ◆避難場所における生活環境の向上等を図るため、備蓄物資の増強や社会状況に対応した備蓄を行います。
- ◆猛暑時の避難所運営について、保健室に設置予定であるルームエアコンを活用するなど、柔軟な避難所運営を行います。
- ◆災害時に被害を最小化し早期復旧を果たすため、迅速な情報収集・共有や分析、予測等を行えるよう官民共創で検討し、防災対応の効率化・迅速化の取組を進めます。
- ◆SNS やテレビ、ラジオなど情報伝達手段の多様化を図り、市民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達する手段の整備を進めます。

2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ◆浸水想定や地震被害想定の見直しに伴い、防災拠点倉庫の適切な設置場所、施設規模、物資管理方法などを検討し、防災拠点倉庫を整備します。
- ◆避難場所における生活環境の向上等を図るため、備蓄物資の増強や社会状況に対応した備蓄を行います。

- ◆高齢者人口の増加に伴い増加している火災の逃げ遅れに対応するため、実火災訓練装置を更新し、的確かつ迅速に救出できる消防隊員の育成強化に取り組みます。
- ◆消防ヘリコプターや消防車両の更新などにより、消防体制の強化を図ります。
- ◆災害医療体制の充実・強化を図るため、透析患者や在宅酸素患者などの医療的な支援が必要な方に対する災害時の医療体制を整備するとともに、医療機関等と連携した災害訓練を実施します。
- ◆災害時における福祉的支援を拡充するため、特別養護老人ホーム及び要配慮者二次避難所用スペースの整備事業者に対し補助金を交付します。
- ◆災害時における感染症の流行拡大を防ぐため、感染症予防に係る備蓄品及び患者搬送体制等の整備や、感染症予防の普及啓発、定期予防接種の推進等を行います。
- ◆都心部の再開発事業などに合わせて、災害時に活用できる一時滞在施設等の整備を推進するとともに、「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」の更新を行います。
- ◆観光案内サインや観光情報サイトの情報の更新や多言語化を行うとともに、札幌市内の公衆無線 LAN 環境を整え、来札観光客に対する情報伝達体制の強化を行います。
- ◆避難所の適切及び円滑な運営に必要となる能力の更なる向上を図るため、避難所に携わる市職員・地域住民に対し、各種研修を実施します。
- ◆災害に対する自助・共助の意識醸成や地域防災の担い手育成のため、幅広い世代に対して防災知識の普及啓発を行うとともに、自主防災組織の結成や地区防災計画の作成などを促進します。
- ◆感染症の発生・まん延時においても必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関における感染流行期の診療継続計画の策定等を支援します。

3 行政機能の確保

- ◆災害対策本部運営能力の維持向上を目的とした本部運営訓練を実施するとともに、市役所本庁舎が被災した場合の代替施設(バックアップ機能)の整備を実施します。
- ◆消防指令システム・消防救急デジタル無線を更新整備するとともに、更新に併せて札幌圏の6消防本部で消防指令システムを共同整備・運用し効率化を図ります。
- ◆災害に対する自助・共助の意識醸成や地域防災の担い手育成のため、幅広い世代に対して防災知識の普及啓発を行うとともに、自主防災組織の結成や地区防災計画の作成などを促進します。

4 ライフラインの確保

- ◆災害に強く環境にやさしいエネルギー推進のため、札幌市と民間事業者が協力し、水素エネルギーの利用促進や電気自動車(EV)の導入促進、太陽光発電設備の導入促進などを行います。

- ◆災害発生時等の停電(ブラックアウト)に対応するため、要配慮者の入居する施設や宿泊施設での非常用自家発電設備の整備に対して支援を行います。
- ◆道産食料品のさらなる販路拡大が、生産者の経営基盤強化につながり、災害時における道内の食糧の安定供給に資することから、欧米への販路開拓やアジア・国内への販路拡大などを支援する。
- ◆生鮮食品の流通体制の確保等のため、全国・道内の卸売市場のネットワークを活用して、相互に救援協力し、被災地域における生鮮食料品の安定供給を図ります。
- ◆大規模地震発生時においても良質で安全な水道水を安定的に供給するため、浄水施設や配水池、配水幹線などの耐震化を進めます。また、札幌市災害時基幹病院などの災害時重要施設への供給ルート(配水管)を災害時重要管路として優先的に耐震化を進めます。
- ◆道外との交通機能強化のため、北海道新幹線の札幌延伸や丘珠空港の滑走路延伸に向けて、国や北海道、鉄道運輸機構等と協議・調整を進めるとともに、札幌駅周辺の基盤整備等も推進します。
- ◆幹線道路の防災・安全・円滑な交通確保などの観点から骨格道路網等の整備や無電柱化を推進します。

5 経済活動の機能維持

- ◆雇用の創出や経済の活性化、産業基盤の強化を図るため、積極的な企業誘致活動を行い、企業の立地や設備投資を促進します。
- ◆中小企業者の経営基盤の強化を図るため、札幌中小企業支援センターでの経営相談窓口の運営等を行うほか、事業継続計画(BCP)の策定などを支援します。
- ◆中小企業者向けに、運転資金や設備資金などの事業活動に必要な資金を支援します。

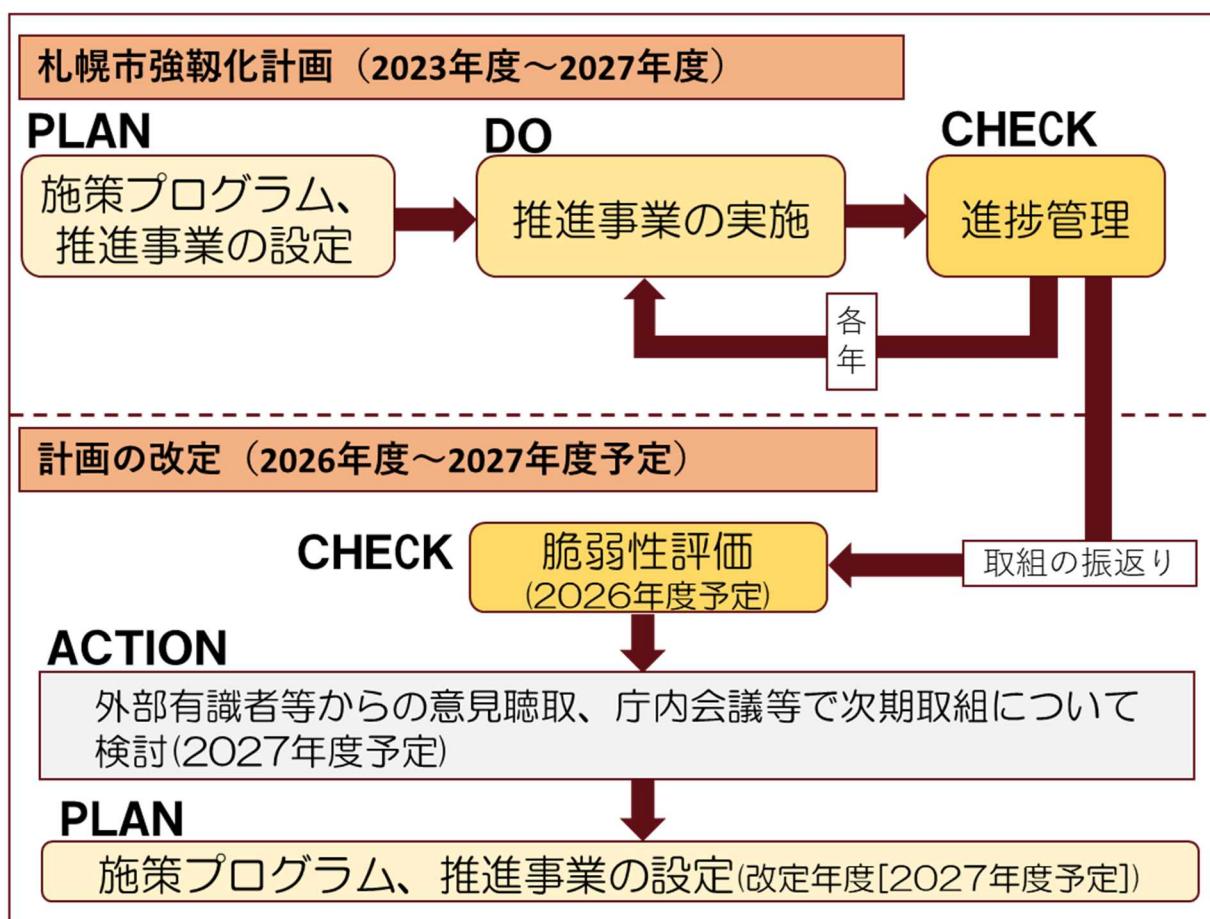
6 迅速な復旧・復興等

- ◆安定したごみ処理体制を維持するため、老朽化した清掃工場・破碎工場や清掃事務所を計画的に更新します。
- ◆将来にわたる建設産業の健全な体制確保に向けて、就業環境改善等に対する助成制度の拡充のほか、担い手確保・育成や生産性向上等に資する各種施策を推進します。
- ◆文化財などの歴史的価値を後世に伝えていくために、文化財施設及び郷土資料館などの計画的な改修工事や耐震化工事を実施します。

5. 計画の推進

計画の管理・推進

- 計画の進捗管理については、事業指標等を参考にしながら事業の状況を整理、見える化し、年度ごとに確認を行います。
- 計画期間終了前年には、これまでの取組を振り返るとともに、社会情勢の変化等により表面化した課題なども踏まえ、次回の計画改定に向けて脆弱性評価に着手します。脆弱性の評価を踏まえ、外部有識者等からの意見聴取や府内会議の開催等を通じ、施策検討を進めます。



- 「北海道強靭化計画」を推進する北海道と連携を図ることはもちろん、国へも予算要望などの機会を捉えて協力を仰ぐなど、計画事業の推進をさらに着実なものとするため、関係機関等との十分な連携を図っていきます。
- 強靭化の推進にあたっては、行政の取組だけでなく、市民・企業などと連携した取組が必要です。そのため、社会が一丸となってオール札幌で取り組むことを目指します。